

草津市自転車安全利用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における自転車の交通ルール・マナーの遵守意識の向上や自転車関連事故の減少および自転車の利用促進を図るにあたり、市民や関係団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市自転車安全利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の求めに応じ、自転車利用の現状把握や課題抽出を行うとともに、自転車の安全利用や利用促進等について検討し、市長に提言を行う。

(組織構成等)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の自転車利用者の代表
- (3) 関係事業者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 関係団体の代表
- (6) 警察関係者の代表
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定により市長に提言があった日までとする。

(委員長等)

第4条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。
- 6 委員長に事故あるときまたは委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を行

う。

7 委員長および副委員長ともに事故あるときまたは不在のときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を行う。

(検討委員会の公開)

第6条 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。